

避難指示区域の見直し や賠償基準に係る 双葉町の取組状況

（平成24年8月23日～9月10日 住民説明会資料）

1

1. 避難指示区域の見直し について

2

国は、現在の警戒区域等を以下の3区分に見直そうとしています。

- ①避難指示解除準備区域
(20mSv/年以下)
- ②居住制限区域
(20mSv/年超50mSv/年以下)
- ③帰還困難区域
(50mSv/年超)

3

一方、チェルノブイリ原子力発電所の事故に際しては、

＊事故前より5mSv/年超の地域
⇒移住の義務のある地域、
＊事故前より1mSv/年超の地域
⇒移住の権利のある地域
とされています。

4

【次ページ参照】

チェルノブイリより4倍も高い福島避難基準

年間放射線量	福島の区分	チェルノブイリ区分
50mSv超	帰還困難区域	
20超～50mSv以下	居住制限区域	
20mSv以下	避難指示解除準備区域	
5mSv超	(居住可能)	移住の義務ゾーン (強制避難ゾーン)
1超～5mSv以下	(居住可能)	移住の権利ゾーン
0.5～1mSv以下	(居住可能)	放射能管理ゾーン

注) 赤の区分は原則的に立ち入り禁止です。

5

双葉町としては、町民の安全・安心を担保する観点から、国の基準をベースとすることなく、放射線量に関わらず全域を帰還困難区域とするように国に対して要望しているところです。

引き続き、町民の皆様の意見も踏まえながら、双葉町の主張に沿って国が対応されるように求めています。

6

2. 賠償基準について

7

今回の国及び東京電力による賠償基準については、双葉町としては、賠償の下限となるべきものと理解しております。

8

なお、賠償請求の方法については、これまでと同様です

- ①東京電力に直接請求する方法
 - ②原子力損害賠償紛争解決センターを通じて請求する方法
 - ③裁判による方法
- があります

今回の賠償基準に対しては、精神的損害など、いまだ不十分な点が数多くみられますので、双葉郡 8 町村として、要求書を国に対して提出しております。

【別添：双葉8町村の要望書参照】

田畑・森林の取り扱い、地震・津波被害の取り扱いなど、今後協議が必要とされているものと併せて、要求に沿って賠償基準の見直しを行うよう、引き続き国に対して求めています。

さらに、
生活が安定するまでの確実な補償の継続、損害賠償の時効中断の取り扱いなど、今後想定される課題についても、双葉郡の他の町村とも連携しながら、適切な対応を国・東電に求めています。